

スーパードラッグひまわり志度店 (No.1262)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月10日 香川県知事 池田 豊人

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社ププレひまわり 住所 広島県福山市西新涯町二丁目10番11号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 スーパードラッグひまわり志度店 所在地 さぬき市志度字石立991番地1 ほか
変更した事項	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】 午前9時から午後9時50分 【変更後】 午前9時から午後12時 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 【変更前】 午前8時30分から午後10時00分 【変更後】 午前8時30分から午前0時10分 ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 【変更前】 荷さばき施設①：午前6時から午後10時 荷さばき施設②：午前6時から午前9時 【変更後】 荷さばき施設①：午前6時から午後10時 荷さばき施設②：午後10時から午前9時
変更の年月日	令和5年8月21日
変更する理由	来客の利便性に配慮するため、また商品搬入計画の見直しのため

2 届出年月日 令和5年6月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課

縦覧期間： 令和5年7月10日から令和5年11月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和5年11月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ